

# 議会だより

№37号

発行・編集  
東成瀬村議会  
議会事務局  
電話 2332番  
印刷  
(株) 増田印刷所



## 台風15号のつめあと

台風15号は村内に多くの被害をもたらし、8月24日建設常任委員と産業経済常任委員は全村の災害状況を視察した。

### ◎建設関係

- 県管轄分道路関係・12ヶ所、延長 269m、1億 9,900万円。
- 河川関係・12ヶ所、延長 1,140m、2億 8,520万円になっている。

### ◎産業経済関係

- 田の冠水 2.5ヘクタール、田の流出 0.5ヘクタール、畑の流失 0.1ヘクタールで外に用水路の欠壊、農道・牧道の欠壊とタバコ、トマト、果樹、養蚕など推定で5千万円の被害となった。

(7ページ関連一般質問に)

# 9月定例議会開く

昭和56年第6回村議会定例会は、9月24日招集され、会期を30日までの7日間と定め、議案内容は次の通りですが、特に今回は昭和55年度の各会計決算については、決算審査特別委員会を設置し、収入役、教育長、各課長の出席を求め、細部にわたり審査され、本会議で委員長が報告し、又各議案とも原案通り可決された。

## 第6回定例議会のあらまし

| 議案番号   | 議 案 名                                  | 審議結果 |
|--------|--|------|
| 議案第40号 | 東成瀬村村道の一部廃止について                        | 原案可決 |
| 議案第46号 | 昭和56年度東成瀬村一般会計補正予算（第3号）について            | 原案可決 |
| 議案第47号 | 昭和56年東成瀬村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について         | 原案可決 |
| 議案第48号 | 東成瀬村大字田子内地区の字の区域の変更について                | 原案可決 |
| 議案第49号 | 東成瀬村境界変更について                           | 原案可決 |
| 議案第50号 | 農業用機械使用料徴収条例の一部を改正する条例について             | 原案可決 |
| 議案第51号 | 東成瀬村教育委会の委員の任命について                     | 原案可決 |
| 議案第52号 | 東成瀬村監査委員の任命について                        | 原案可決 |
| 議案第53号 | 昭和55年度東成瀬村一般会計歳入歳出決算認定について             | 原案可決 |
| 議案第54号 | 昭和55年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について | 原案可決 |
| 議案第55号 | 昭和55年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について | 原案可決 |
| 議案第56号 | 昭和55年度東成瀬村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について         | 原案可決 |
| 議案第57号 | 昭和55年度東成瀬村農業用機械管理特別会計歳入歳出決算認定について      | 原案可決 |
| 議案第58号 | 昭和55年度東成瀬村十文字学生寮特別会計歳入歳出決算認定について       | 原案可決 |
| 議案第59号 | 行政改革の推進に関する意見書の提出について                  | 原案可決 |
| 議案第60号 | 郵貯懇報告書の早期実現を求める意見書の提出について              | 原案可決 |

# 五十五年度決算提出認定なる

## 概要

### 主な議案の

### 55年度決算

### 一般会計4,592万4千円黒字に

等が減額されている。  
議案第47号 昭和五十六年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第三号)について

今回の補正額は三十五万五千円の増額で大柳簡易水道天江地区内の災害工事が主なるものである。  
議案第48号 東成瀬村大字田子内地区の字の区域の変更について

この議案は土地改良事業により、字の境界に変更を要したもので、場所は蛭川地内です。  
議案第49号 東成瀬村と増田町との境界の一部変更について

新農業構造改善事業(ほ場整備)の施行により、東成瀬村と増田町との境界の一部が変更となるためです。  
議案第50号 農業用機械使用料徴収条例の一部を改正する条例について

この度バックホーの購入により、新たに貸付使用料を定めたもので、実働一時間当り四千元、機械輸送費トラクタ使用の場合実費徴収、自走往復一キロメートル当り二百五十円を徴収することです。  
議案第51号 東成瀬村教育委員会委員の任命について

東成瀬村教育委員会委員のうち高橋楯雄氏が九月三十日をもって任期満了となり、その後任として再度高橋楯雄氏を任命するに同意を求めます。  
議案第52号 東成瀬村監査委員の任命について

東成瀬村監査委員のうち知識経験を有する委員佐々木吉氏が九月三十日をもって任期満了となるので、後任に佐々木三男氏を任命にあたり同意を求めます。  
議案第53号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

地方自治法第三三三條第三項の規定により、東成瀬村一般会計の決算を議会の認定に付するものです。  
議案第54号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

前号の規定と同じで国民健康保険特別会計(事業勘定)の決算を議会の認定に付するものとす。  
議案第55号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

前号の規定と同じで国民健康保険特別会計(施設勘定)の決算を議会の認定に付するものとす。  
議案第56号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

前号の規定と同じで簡易水道特別会計の決算を議会の認定に付するものとす。  
議案第57号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

前号と同じ規定で農業用機械管理特別会計の決算を議会の認定に付するものとす。  
議案第58号 昭和五十五年東成瀬村歳入歳出決算認定について

新しく監査委員に任命された  
佐々木 三 男氏



標題の意見書を内閣総理大臣 大蔵大臣、郵政大臣、内閣官房長官、日銀総裁、自由民主党幹事長、自由民主党総務会長、自由民主党政務調査会長に提出するものとす。

### 九月定例議会の日程・審議内容

○九月二十二日、議会運営委員会 第一日(二十四日) 本会議

○会期の決定、諸般の報告、村長の報告、議案説明、補正予算 第二日(二十五日) 本会議

○一般質問 佐藤長治郎議員、佐々木喜代松議員、後藤作議員の三名 第三日(二十六日) 休会

決算審査特別委員会 第四日(二十七日) 休会

第五日(二十八日) 休会

決算審査特別委員会 第六日(二十九日) 本会議

○昭和五十五年各会計決算審議、認定、字界・境界の変更、条例の一部改正、教育委員、監査委員の任命、意見書の提出について

教育委員に再任された

高橋 楯 雄氏

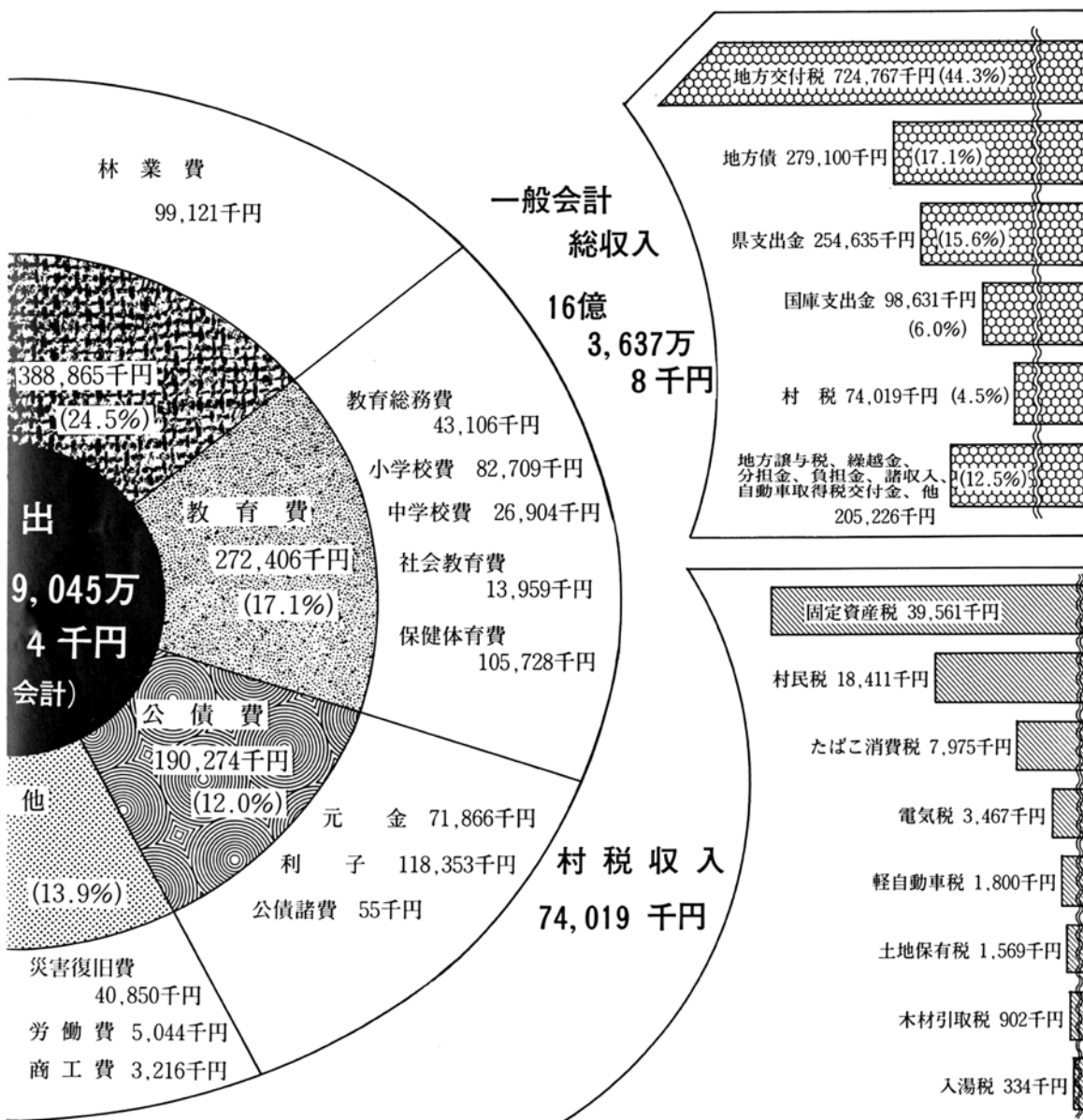


議案第40号 東成瀬村村道路線の一部廃止について(六月議会より継続審議となっていた議案です) 肴沢猿橋地内の村道の一部を廃止するものです。  
議案第46号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計補正予算(第三号)について

今回の補正額は一千三百八十九万九千円の減額になり、災害復旧費は増額になり、岩井川地区かんがい排水事業、土地改良事業費、保育所建設費、林道開設費

# 含む) 21億2,612万円 に

どおり認定しました。みなさんが納めている税金や国から交付さ  
お知らせいたします。村民みなさんの生活に密接なつながりを持  
るか、みなさんで考えてみましょう。



# 昭和55年度決算を認定（特別会計）

## 特別会計

## 決 算

昭和55年度の一般会計、特別会計についての決算が提出され、原簿の交付税等どのくらい入り、どのように使用されたかを図表を作りつ内容の村だいでところ家計簿です。その内容がどんなふうになってい

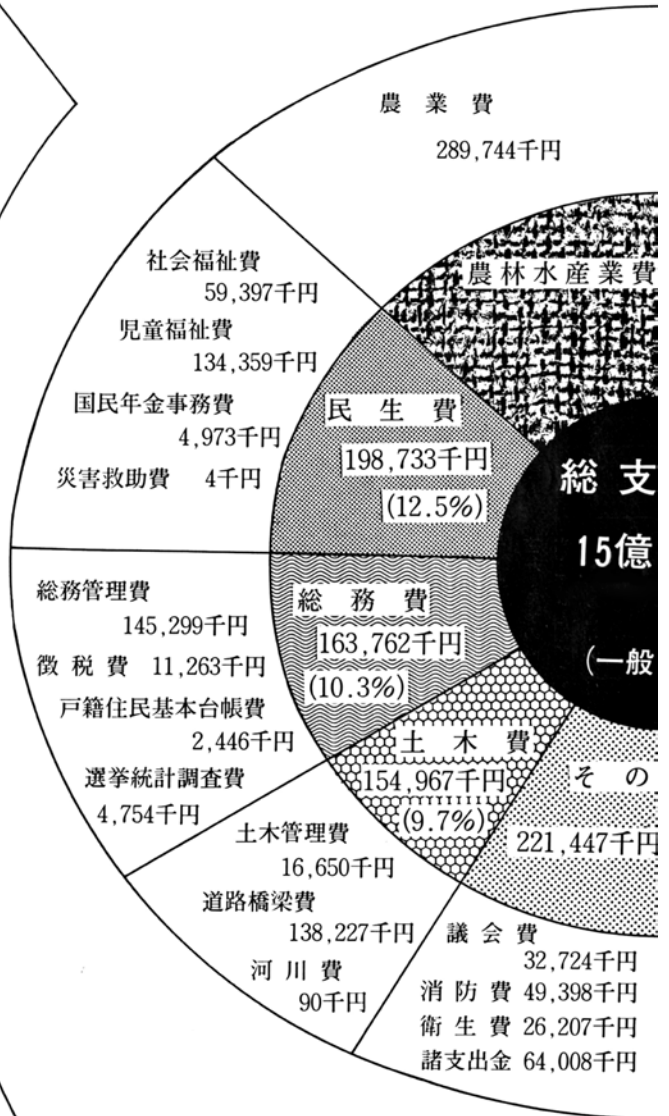
|    |            |           |
|----|------------|-----------|
| 収入 | 国民健康保険(事業) | 214,477千円 |
| 支出 | 国民健康保険(事業) | 187,521千円 |
| 収入 | 国民健康保険(施設) | 45,729千円  |
| 支出 | 国民健康保険(施設) | 44,187千円  |
| 収入 | 簡易水道       | 205,067千円 |
| 支出 | 簡易水道       | 200,258千円 |
| 収入 | 農業用機械管理    | 16,297千円  |
| 支出 | 農業用機械管理    | 11,478千円  |
| 収入 | 十文字学生寮     | 8,181千円   |
| 支出 | 十文字学生寮     | 7,489千円   |

### 村民1人当り主な収入支出

(一般会計)

4,011人 (昭和55年国調)

|       |          |
|-------|----------|
| 地方交付税 | 180,694円 |
| 村 税   | 18,454円  |
| 地 方 債 | 6,958円   |
| 総 収 入 | 407,972円 |
| 総 支 出 | 396,523円 |



# 一般質問

昭和五十六年、九月定例議会の一般質問は二日目の二十五日に行なわれた。質問議員は三人で、佐藤長治郎議員は①、焼却炉の配布について、②、知事権限の委譲について、③、民俗資料館の建設について。佐々木喜代松議員は①、任期に伴う明年度についての村長の考えについて、②、横手住田線の村内路線（入道地内）について、③、台風による災害について、④、小学校プールの建設について、⑤、国道三四二号線改良工事について、後藤作議員は①、国の行政改革に対する考えと態度について、②、防災無線について、③、代行路線について、④、官地管理について、それぞれ村執行部の考えを聞いた。

## 質問する九番

佐藤 長治郎議員



### 焼却炉の

### 配布について

質問―焼却炉の配布について、春に従来のもより三倍も長持ちするだろうというならば焼却炉が各部落に配布になったが、高価なため財政的に制限があり、希望し

ても配布にならなかったために困っている部落もあると聞いております。幸い今回五基配布になるということですが、高価なものであり配布するのは大変だろうし、地元で生産できる従来の焼却炉をまじえたら台数も増えて住民にいくらかでも自由させないかと思えますがいかがなものでしょうか。答弁―今回五基追加の補正予算を置きましたが、場所については今検討中でございます。

質問―焼却炉はダストハイからすればいたみやすいが、使用される方がちよつと手だてをして頂ければ、かなり長い間使えると思えますので、ダストハイと並行して使うことを考えております。配布については、財政の厳しいから今年はこれで終わりたいと思えます。いたんでいるものについては、補修修繕の形で支出し

て今までのものを使っていたら対処したいと思っております。再質問―ダストハイ二基買う予算で、従来の焼却炉が三基買えるような金額になると思いますが、予算がたかさんあれば高価な長持ちするものがよいわけですが、また使用する側では、ふたの点で従来の方が使いやすいということもあるし、担当者答弁では、両方併用してというのですが、やはり地元で生産できるものをひとつでも多く使用するという意味で、従来の焼却炉を使って頂ければ台数も増えて住民に不自由をかけないと思えますがいかがですか。再答弁―使用頻度の多いところはダストハイの方が効率的だということも伴断のもとに配置したいと思えます。それから、鉄板製は大量にもやせるが、管理の面で弱いのでそのような点を考慮しまして配布先

も決定してまいりたいと思っております。

### 知事の権限

### 委譲について

質問―権限委譲は、八八七項目にわたる知事の許認可の一部を市町村長に委譲し、市町村の振興の一環とするものがねらいでしょうか、四月一日から委譲される分については地区住民に関係深い項目はないようですが、十月一日より委譲される予定の項目などは地域に合っているようでしょうか、特に墓地関係について伺います。答弁―権限委譲の四月一日から施行は、食糧管理法の施行に関する事務で、米飯提供業者の登録関係の事務を実際やられております。それから十月一日施行は、墓地関係でございます。墓地等の経営の許可、墓地等の区域の変更の許可、墓地等の廃止の許可、こういうもので、現在担当課で保健所と打ち合わせで最後のつめを行なっている段階という状況です。

### 民俗資料館の

### 建設について

質問―権限委譲は、八八七項目にわたる知事の許認可の一部を市町村長に委譲し、市町村の振興の一環とするものがねらいでしょうか、四月一日から委譲される分については地区住民に関係深い項目はないようですが、十月一日より委譲される予定の項目などは地域に合っているようでしょうか、特に墓地関係について伺います。答弁―権限委譲の四月一日から施行は、食糧管理法の施行に関する事務で、米飯提供業者の登録関係の事務を実際やられております。それから十月一日施行は、墓地関係でございます。墓地等の経営の許可、墓地等の区域の変更の許可、墓地等の廃止の許可、こういうもので、現在担当課で保健所と打ち合わせで最後のつめを行なっている段階という状況です。

質問―民俗資料館の建設も近い将来あるものと思いますが、さまざま見学した大部分は西洋式の建造物で、なかには昔ながらの古い農家を補修して運営しているものもありました。純日本式の建物は名前とびつたりするのではないかとと思えますし、学校も保育所も鉄筋コンクリートで、地元業者にはあまりむかぬかぬと思えますし、木材を利用した和式の建物であれば村内業者で十分間に合うので、資源の活用と地元業者育成の意味で考えてみる必要があるのではないかとと思えますが、いかがですか。答弁―民家のかやぶき屋根のような資料館ということで私も考えまして、全村にわたる「曲り屋」というものを調査したときがありましたが、ほとんど中門の部分で改造

ますので、十月一日に向けて事務引き継ぎのために担当が保健所に行っておりますし、始めてのことですので間違いないようにしたいと思っております。なお、明治二三年以降の届け出のない墓地がたくさんありますので、そういう点をどうするのかということも今後問題になってきますし、そういったものも含めながら、支障のないようにして不便のかからないようにしたいと思えます。

されまして昔の姿のものが見当り  
ませんでした。

また、増田町でも曲り屋を解体  
したものを買い取り、真人公園に  
建てようという資材を運んだが、やは  
り火災の危険があるということに  
建てかねました。

民俗資料館はあくまでも長く保  
存するというのでありますので  
材料は不燃物でやるというのが一  
般のようでございます。従って、  
本村の場合でも、そういう形でな  
ければ許可にならないのではない  
かというふうな考えのもとに、民  
家を改修してかやぶきの姿では将  
来できないのではないかと思います。

民俗資料館建設の関係は文化庁  
でございますが、その補助金で建  
設する場合の要件としては、非常  
に難しいわけです。構造は、鉄筋  
コンクリート、高床式で三百平方  
メートル以上で、内容は、研修室、  
研究室、展示室、収蔵庫、管理室、  
くんじょう室、入口は二重シャッ  
ター、そして専任の職員を配置し  
なければいけないということです。  
予算も一億三千万ぐらいとなり、  
この村では考えられないが、三期  
山振の指定を受けて施設を作ると  
いうと、これも色々条件があるわ  
けですが、七千万から一億円とい  
う規模になるわけです。また村単  
で収納庫をこしらえる方法もあり  
ますが、具体的なことは関係者の  
考えもお聞きして、なるべく早い  
機会に民俗資料館を建てたいと思

つております。

質問する十番

佐々木 喜代松議員



任期に伴う明年度  
についての村長の  
考えについて

質問一 行革元年といわれる明年度  
の諸事業の取り組みは、本年度事  
業の状況と合わせて極めて厳しい  
ものと予想されることは一般に言  
われております中で、本村の場合  
村長の任期が重なっております。  
どう取り組むかについて村民の関  
心が高いものであります。つま  
り村長は引き続き担当の意志が否  
かについて明らかにすべきと思  
いますので、ご決意のほどお伺い  
します。

答弁一 四期目の任期はいつか、そ  
の後どうするかということを開か  
れるころになりました。私の任期  
はご承知のように来年の五月末で  
あることは皆さん十分お知りのと  
おりでございます。聞かれるたび  
にことばをにこしていらっしゃるわけ

ございますが、私の決意は決つてい  
ます。しかし、まだ発表するには  
時機尚早ではないかと思ひます。  
しかし、そういうふうなことばを  
濁しているために、村内に混乱、  
動揺を感じませんので、発表はも  
う少し先にさせて頂きたいと思  
います。村民の関心があるからとい  
うことで、もし不信感とか退陣要  
求ということがあれば、この席で  
も表明してもいいですが、この程  
度にとどめさせて頂きたいと思  
います。

横手住田線の  
村内(入道地内)の  
路線について

質問一 かねて自衛隊による開設工  
事以来、当路線の入道地内の決定  
が提案となっております。もとよ  
り国の事業とはいえ、村内のこと  
であり、入道地内の要望を受けと  
めて検討すべきでありますし、ま  
たこの決定は地元入道地区のみな  
らず、村の交通体系のうえからも  
重要なことでありますので、現況  
はどうなっておりますのか、今後  
の見通しについてお伺いしたいと思  
います。

答弁一 本路線については、昭和五  
十三年度より五十五年までの三  
年間、陸上自衛隊によつて一・七  
キロメートルの掘削盛土工事を施  
工していることはご承知のとおり  
でございます。ただし、先般内定  
をみた国道三九七号線よりこの区  
間は除外されております。今後は

台風による  
災害について

質問一 村長報告においても応急措  
置について伺いましたし、補正  
予算等において積極的に対処され  
ておることは理解されます。しか  
し被害が大きかったといわれる手  
倉地区以南はほとんど護岸工事の  
施工されない河川であり、災害の  
復旧は、大きくなかつた岩井川城  
下地内を含めて根本的な護岸工事  
を企画すべきと思ひます。また、  
国・県等の査定もあつたと思うが、  
早期着工の実現になお一層の努力  
をはらい、地元業者の振興に対処  
すべきと思ひますので、現況と今  
後の見通しについて伺ひます。

答弁一 村道林道は、今回の十五号  
台風においてはほとんど被害はこ  
ごいません。国道三四二号線の道  
路被害ですが、合居橋の上流、天  
江地内、大柳地内の陥没、土寄橋  
上流から松山台まで三ヶ所、仁郷  
狐狼化、大谷地、天ヶ沢、須川、  
このほとんどは擁壁の被害であり  
ます。計十一ヶ所で延長被害は、



二百十メートル、復旧見込み額一  
億九千万円であります。仁郷・大  
湯線、これは須川の有料道路の東  
成瀬分、これも擁壁です。被害延  
長五九メートル、復旧見込み額四  
千万円。道路関係の被害は合計十  
二ヶ所で、被害延長二六九メー  
トル、復旧見込み額一億九千九百万  
円です。

河川災害は、草ノ台一号、二号  
左岸、右岸です。樺台一号、二号  
これは樺台橋の上流、これも右岸  
です。手倉地内は一号から七号ま  
で、右岸四ヶ所、左岸三ヶ所  
です。それから岩井川農協給油所の  
裏右岸。合計十二ヶ所で被害延長  
一、一四〇メートル、復旧見込み  
額二億八千五百万円となつて  
おります。これについては、十月  
五日建設省の査定が実施される予  
定であります。



答弁―産業関係の被害は、冠水二・五ヘクタール、岩井川城下、手倉、草ノ台、椿台。田の流失〇・五ヘクタール、草ノ台、椿台。欠壊〇・〇三ヘクタール約五十メートル、滝ノ沢。畑の流失〇・一ヘクタール、谷地。水路欠壊小貫山堰八メートル。土砂埋没小貫山堰約八十メートル、伊達堰頭首口五十メートル、真戸堰頭首口十メートル。

道路欠壊、農道は柳沢と椿川豊ヶ沢入口の二ヶ所。牧道は柳沢と長倉の二ヶ所。  
果樹関係、暴風雨のためリンゴの落下約五十％。

たばこに関してビニール小屋のビニール破損はほとんどで約二百棟と推定されます。

トマトは、五百ヘクタール中二百ヘクタールが約三十％の被害。養蚕関係の桑も被害がありました。

被害額の推定は約五千万円という数字になっています。

復旧の状態ですが、柳沢の関係の道路二件、長倉の道路、豊ヶ沢の農道関係、椿台のウルの農道田子内宮田の排水路、手倉の揚水機の外こうが増水によりいたんていうことで、これらの件については補助事業として復旧しようという事で申請中でございます。

補助事業の他に単独で実施復旧したのは、伊達堰、小貫山堰、城下の各水路はバックホーで土砂を排除済です。

### 小学校プールの建設について

質問―村内四校の小学校のうち、椿川小のみプールが建設してあります。過疎地域振興計画はありますが、実現をみないままに至っており、暖かっこの夏、子供たちは汚れた河川では泳げず過ごしておる現況であり、各地とも期待は大きくその必要性は今さら申すまでもないこととあります。国、県の扱いも厳しいと思いますが、企画され実現に努力されますよう要望し、ご意見を承りたいと思っております。

答弁―過疎振興計画には今度は岩井川小学校となっており、予算請求をする際に、二五メートル、五コースの三千二百十万円という額をお願いしましたが、予算査定の段階で除外となりました。

昨年は冷夏で利用率が大変少なかったということ、高額なものですから村の財政上もつと大事な方へ重点的にお金をまわさなければいけないという事とされたのでやむを得ないと思っております。

プールを岩井川に作れない替わりに車の賃上料を増額してもらい椿川小へ子供達を運んで練習させました。

高価なものを作ってもさっぱり使われていないということでは残念ですので、もう一回先生方に効果的に使ってもらえるかということ

### 国道三四二号線改良工事について

質問―滝ノ沢地域内までの計画の工事は伺っておりますが、今後どうなるか関心も大きいものであります。現状と見通しについてなるべく具体的にお伺いします。

答弁―現在滝ノ沢呑沢間の改良経過について、昨年に引き続き調査測量を実施しております。なお、この調査測量は五七年度内に完了して、引き続き用地買収に着手していききたいという計画です。

### 質問する五番

後藤 作議員



### 国の行政改革に対する考えと態度について

質問―第二次臨時調整調査会の第一次答申と、それを受けて閣議決定された国の行政改革大綱は準備

の拡大と大企業奉仕への行財政の再編成のために、福祉、教育、農業あるいは中小企業商工業者などを切り捨てるとともに地方自治への負担をあえてしようというものであると思っております。

さらに第二次、第三次答申を近年に出される見込みであり、五七年あるいは五八年には大型消費税導入を見込んで検討をはじめようという考えもしているようにございます。

横手市長、湯沢市長などはこの行革に対し反発の表明をしているが、村長はどのように考えているか。また村に対してどのような負担が強化されるかをお伺いいたします。

答弁―答申の内容及び八月二五日の行政改革に関する当面の基本方針の閣議決定並びに行政改革に関する一括法案の作成について、または行政改革に関する当面の基本方針の具体的推進についてというふうな閣議関係のことには一応目を通してありますが、各項目ごとに私の考えはまだまとめておりません。

しかし、今後各政党、各地方公共団体等の研究討論及びその世論の結集は、日本の将来を展望し最大公約数のもとに結論を出すことと期待しそれをふまえて、末端行政としても検討を加えながら進めていきたいというのがただ今の考えでございます。

改革は伸びがため一時的縮み

と解釈し、適性公平の処置は一応受けるべきと考えております。

福祉は、今までのばらまき福祉に反省を加え、本当に困った面に光をより多く与え、また教育と医療は村の将来、生命に関する重大なことであるので政府はじめ上部の行政機構もさることながら、村自体としては、上部の色々窮屈な施策に対してもより以上重点的に取り上げていかなければいけないことだと思っております。

再問―村に対して一定のしわ寄せがあり、自治体として受けなければならぬものではないかと、これに対して何らかの不満の表明があるのではないかと期待していたわけですが、まったくあてはずれの答弁しか返ってきません。

また、教育と医療は、あくまでも国に対して別個のものとしてお願いしていかねばならないとおっしゃっていますが、そういう取り扱いになる見通しは全然ないわけですか。むしろ弱い方へしわ寄せしてくるというのが今の行革のあり方ではないかと思っております。

もかかわらず遺憾の意を表明することができないということはまったく情ないと思いますが、この点についてさらにご答弁をお願いしたいと思っております。

答弁―しわ寄せ等受けるのは本村ばかりでないし、我々の機関もたくさんあります。そこで検討を加え、必要なことは上部に陳情をも

しているというのが現在の段階で



でございます。

政府からのものには危惧される面がたくさんありますが、説明の段階では、財政的に迷惑をかける部分もあるかもしれないがそれは起債等でみて後日その起債の利子補充ということも考えるという含みのあるようなものもたくさんあるようでございます。

なお福祉関係でございますが、から手では何もできない訳で、やはり応能負担というふうな姿にして、財的に余裕のある人から負担をいただきまして、本当に困った方へ費用を当てていくというのが本当の姿ではないかと思っております。

質問〔C〕村の過疎振興計画の中で行革をみた場合、補助金の削減あるいは新規事業の抑制、地域特例によるかさ上げ補助金の引き上げ等など五十九年度の前期五ヶ年計画を途中で大きく変更せざるを得ないのではないかと思われま。

村長の任期もあと数ヶ月しか残っておらず、この計画の実行、あるいは行革の関係でどのような方向で実現されるのか伺います。

答弁―振興計画は本村の実情に即して計画したものでありまして、補助その他で、場合によっては縮小ということも考えられるわけでございますが、最も必要なものに對しては重点的に取り上げていきたいと思っております。

残りの期間の態度ということですが、とにかく当初予算に組まれたその後補正された予算、本年度の

事業その他を完全にやっつけていきたいというのが現在の私の心境でございます。

### 防災無線 について

質問―夕方六時の時報に関しては、屋外放送の場合金属音が高く、苦情が絶えません

また放送技術についてですが、定時放送はできるだけ同一人であるという声もあります。聞き慣れた声での放送が一番望ましいと思えます。

定時放送その他の放送で、繰り返し放送しますが、あの繰り返し部分は要点だけにどめておくという方向に検討されるべきでないかと思えますがいかがなんでしょうか。

答弁―有線放送であれば柔らかい声も可能なのですが、無線放送ということはどうしても肉声が出ないというのが難点で、我々も残念に思っております。

チャイムは三曲とも、半永久的な電子音で放送しております。電子音なのでどうしても堅い音色になってしまいますので、機械操作のことももっと勉強してみたいと思います。

放送担当は民生課の女子職員が交代でやっております、専門の担当者は置いておりません。話し方は、できるだけ明るい声でと指導していきます。

操作は、利用が多くなってきたと急に申し込みがあったり、慣れない者が操作して聞き苦しい点があったりしますが、それについて検討して聞きやすい放送にしますで、苦情等どしどし申しつけて下さい。

### 代行路線 について

質問―平良の村中の代行路線予定地を現在埋立しているが、目的はどういうことなのか。またその費用について伺います。

あの区間は中断されたまま長い間放置され、平良住民の方々にとっては、早期着工を一日千秋の思いで待ちわびているところであると思えます。にもかかわらず現状では当局の用地折衝の姿勢があまりにも消極的すぎるといような感じもしました。部落の方々の用地折衝の限度というものもあるわけでございますし、やはりそれ以上のところは行政の執行者の方々が説得するというような姿でなければならぬと思えますが、いかがですか。

答弁―この路線は延長二百メートルについて調査測量を完了し、年度内に用地買収を完了すべく現在作業中でございます。

この用地買収を完了した直後、補助金等の問題もありませんけれどもなるべく早い機会に工事を実施したいという現況です。そうした

中に成瀬砕石の表土をこの場所にあげさせてほしいという申し入れがありましたので、埋立しててもよからうとなったものです。用地関係者、部落の方と協議の上埋立しているものです。

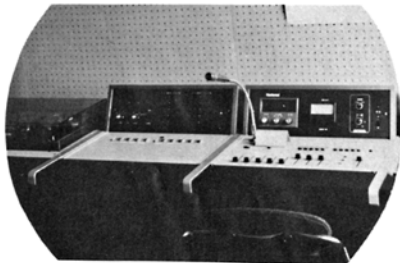
### 官地管理 について

質問〔前〕前回伺った、田子内高橋マツエ宅より東小までの道路の抜中に対し官地占有のその後調査をすることになっておりますが、調査の結果どうなっているのか。

また、村道改良をする場合の方線をどう考えているのか伺います。答弁―六月定例会の直後、関係者と話し合いをしたところ、了解されて、村の指示があればいつでも撤去に応じるということでありました。関係者は、こういうことで迷惑をかけたことに対しては恐縮の意を表明しております。

なお、地区の決定は工事実施という段階になって測量設計の時点で、部落側及び土木事務所と協議の上決めていきたいと考えております。方線は、現在の道路を基準にして改良していきたいと考えております。

質問〔D〕庁舎敷地内を個人が通路として使用していることに対し批判があり、特に駐車場でもあるので子供など危険であるということが



防災無線放送親局

大きいようですしそればかりではないかと思えますが、いずれまええから今だに批判がくすぶっておるといふことに対して管理者として何らかの意志表示があるべきだと思っております。あそこを通行させないとかいうのでなく、民法上の問題もあると思えますが、ここではつきりとした村長の見解を出して、そして了解して頂くべきと考えていますがいかがですか。

答弁―正規の民家へ行く道路でなく役場敷地内を利用して出入りしているのは事実です。しかし、そこを歩いてはいけないとはどうしても言いかねるわけでございます。子供の事故等心配なようですし本人の判断が一番大事だと思いますので、今回の議会においてこういう質問もありましたということをお伝えたいと思っております。

### 第4回臨時議会開く

昭和五十六年第四回臨時議会が七月十八日に開かれ会期一日で議案一件、陳情一件、議会推せん農業委員を決め散会した。

◎議案第四十二号 東成瀬村職員定数条例の一部を改正する条例

○東成瀬村職員定数の条例を「五十三人」より「五十四人」に改めるものです。この条例は今回診療所の医師が着任されることにより、昭和五十六年七月一日から施行され、一名増員されるものです。

◎陳情 第九号 昭和五十六年度の農政確立と要求米価実現について

(要旨) 生産農家が安心して本日の米作りに従事し、明日への希望が持てるよう、次の事項実現のため、格別の御配慮を賜りたく陳情いたします。

- 一、食糧自給率の向上と米穀の消費拡大を推進し、米穀政策の確立をはかること。
- 二、食糧管理制度の根幹を堅持すること。
- 三、政府買入基本価格は生産費所得補償方式に基づき正味六十キロ当り二〇、一三八円以上とすること。

### 第5回臨時議会開く

◎議会からの農業委員の推せんについては佐藤岩雄議員、佐藤長治郎議員の二名を推せんすることにした。

昭和五十六年第五回臨時議会が八月十八日に開かれ、会期一日で提出された議案は三件で原案通り可決された。

◎議案第四十三号 昭和五十六年度東成瀬村一般会計補正予算(第二号)

この議案は国保施設勘定の方へ繰越金四百五十九万九千円を追加して総額十六億四百五十二万二千円とする。財源については地方交付税を充当するものである。

◎議案第四十四号 昭和五十六年度東成瀬村国民健康保険特別会計



専任の医師を迎えた診療所

(施設勘定) 補正予算(第二号) ○国保施設勘定の歳入歳出それぞれ七百三十六万六千円を追加して予算の総額を四千八百九万円とするものです。歳入財源は診療報酬収入百二十五万円、一般会計よりの繰入金四百五十九万九千円、五十五年度よりの繰越金百五十一万七千円の総額七百三十六万六千円の歳入補正となります。

歳出については給料、職員手当共済費、診療所医師住宅の改修工事、診療所屋根・外壁塗装工事等総務費に六百八十一万四千円、医療用備品購入と、検査等の消耗品代の医薬費に五十五万二千円を追加し、歳出の合計七百三十六万六千円となります。

◎議案第四十五号 東成瀬村岩井川保育所建築工事(建築主体工事) 請負契約の締結について

○東成瀬村議会の議決に附すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例に基づく予定価格三千万円以上の工事については議会の議決に附さなければならない。

### 事務局 日誌より

- 8月27日 全県町村議員研修
- 8月29日 県の記念日
- 9月3日 福祉大会
- 9月4日 田子内保育所竣工式
- 9月7日 商工会親善野球
- 9月8日 広域議会
- 9月10日 増田町議会親善野球
- 9月14日 岩井川保育所地鎮祭
- 9月18日 雄勝へき地教育研究集会
- 9月22日 九月定例会議会常任委員会
- 9月24日 九月定例会議会招集
- 9月25日 本会議一般質問
- 9月26日 皆瀬村議会親善野球
- 9月28日 決算特別委員会
- 9月29日 本会議(最終日)
- 10月6日 教育民生常任委員会学校、保育所、十文字学生寮訪問
- 10月15日 短角牛市場
- 10月16日 広域議会
- 10月20日 郡議長会
- 10月22日 役員、評議員合同会議
- 10月30日 椿川小、大柳小学芸発表会
- 10月31日 東小学芸発表会
- 11月1日 東中学校祭
- 11月6日 岩小学芸発表会
- 8月27日 決に附さなければならない。
- 契約の方法、契約金額、契約の相手方等は次の通りです。
- ▼執行方法 指名競争入札
- 契約金額 五千三百九十万円
- 契約の相手方
  - 秋田県大曲市富士見町九ノ二
  - 丸忠建設 社長・田口忠孝
  - 構造・鉄筋コンクリート造平屋
  - 建築面積・五百二十一平方メートル
  - 敷地総面積・千五百七十七平方メートル
- 工期は八月二十一日から十二月十日日までになって、現在工事が進められております。
- 7月7日 議長、知事との懇談会
- 7月9日 広域議会
- 7月15日 知事来村
- 7月17日 県議長会臨時会
- 7月18日 第四回臨時議会
- 7月24日 皆瀬更生園竣工式
- 7月27日 8月1日 議員県外研修(北海道)
- 8月4日 5日 全県議長研修
- 8月7日 岩井川簡易水道竣工式
- 8月15日 成人式
- 8月18日 第五回臨時議会
- 8月20日 二郡教育研修
- 8月20日 消防大会

